

人権としての死因究明

「死因究明」は、ドラマや小説ではお馴染みのテーマですが、私たちの実生活の問題となると、少しなじみが薄く、一見難しい問題のように感じられるかもしれません。

しかし、「死」は誰もが必ず迎える現実ですし、私たち弁護士の業務でも様々な場面で「死」が問題になる現実があります。

死因は事件や公衆衛生の観点からすると決して個人で完結する問題ではありません。

いま日本社会で「自然死」「老衰死」と扱われている死は本当に自然の死なのか老衰による死なのか。そこに疑いの余地はないか。我が国の死因究明制度は果たして機能しているのか。

さらに深く考えるならば、死因究明は単に制度としてどのように充実させるかということにとどまらず、人権としての視点から捉え直す必要があるのではないか。

シンポジウムは、日本の現状を紹介し、そこからあるべき制度や目指すべき方向性などを皆さんと考え、新たな一步を踏み出す機会にしたいと考えております。

日時 2026年9月18日（金）午前10時～午後1時

参加方法 虎ノ門ヒルズフォーラム メインホール（虎ノ門ヒルズ森タワー5階）

（Zoom ウェビナーによる配信も併用します。）

講演者 黒崎 久仁彦 氏（東邦大学医学部法医学講座 教授）

関東弁護士会連合会2026年度シンポジウム委員会委員

内容

■基調講演 「死因究明における法医学の意義

ー遺された家族と向き合い、次の命を守るためにー

黒崎 久仁彦 氏（東邦大学医学部法医学講座 教授）

■基調報告

日本の死因究明制度の現状と課題、諸外国の死因究明制度との比較、矯正施設や入管施設等における死亡、医療関連死や災害関連死、また孤独死・孤立死や虐待などといった様々な死における死因究明の実情と課題について、シンポジウム委員会の委員から報告します。

特に、シンポジウム委員会のメンバーが本年6月に行ったオーストラリアのビクトリア州法医学研究所（VIFM）等への視察調査は、人権としての死因究明という視点からの実例として大変参考になりましたので、その内容を紹介します。

■パネルディスカッション

基調講演や基調報告の内容を踏まえ、今後の死因究明の在り方、特に人権という視点からの死因究明について、黒崎氏を交えてパネルディスカッションを行います。

（申込みフォーム）

下記URL又は二次元コードから事前申込みの上、ご参加ください。

<https://forms.gle/iwaW3RdhweA32S8i8>

